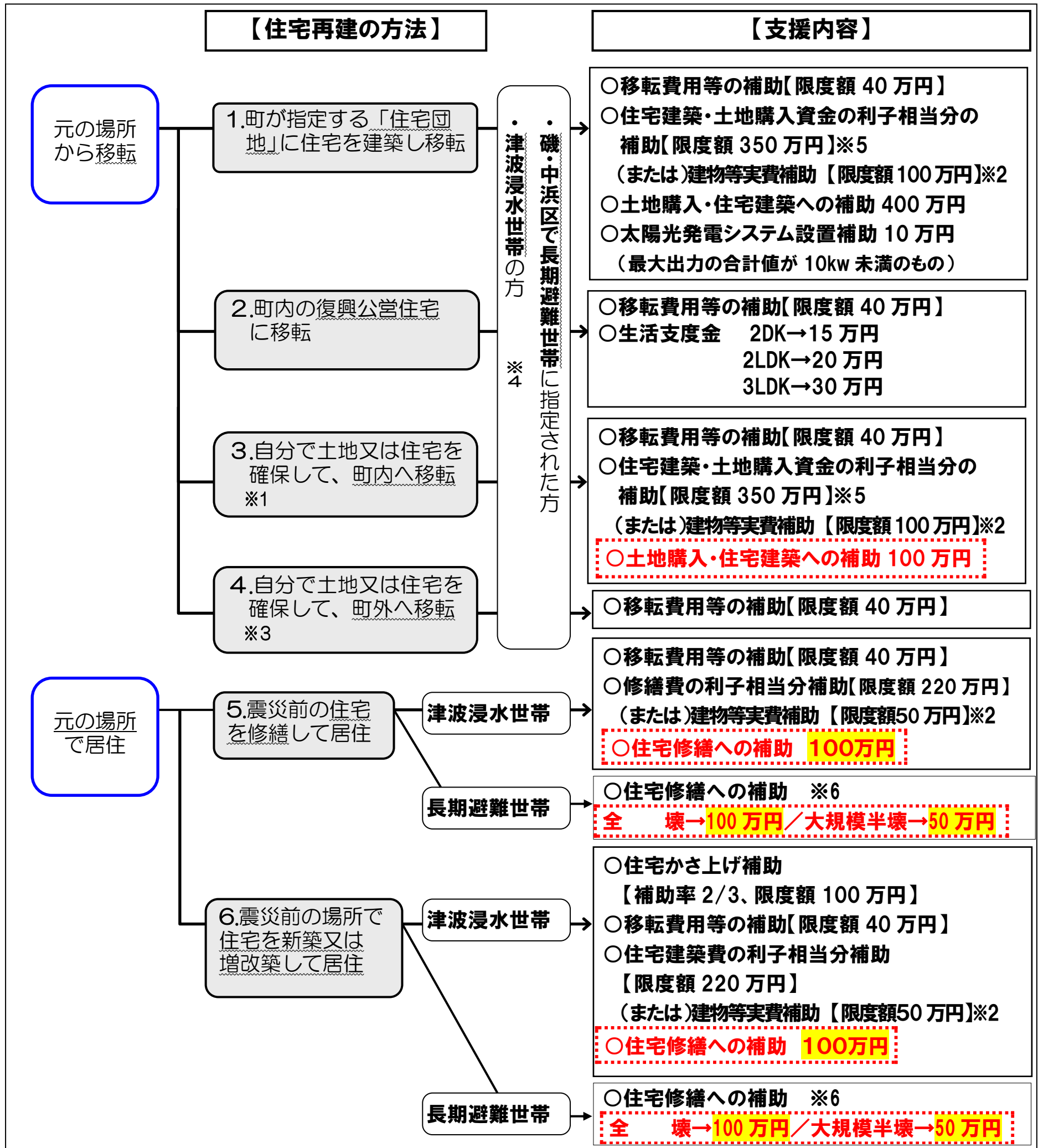


津波防災区域外に居住されていた世帯（津波浸水世帯及び長期避難世帯）



- ※1 第1種、第2種津波防災区域内への移転、借家への移転は補助対象外
- ※2 (対象経費 - 被災者生活再建支援制度の加算支援金) × 1/10
- ※3 借家への移転は補助対象外
- ※4 町が発行するり災証明において半壊以上とされた世帯で、東日本大震災義援金の第3次配分を受けた世帯
- ※5 利子相当分の補助は、土地取得:100万円、土地造成:30万円、住宅建築(購入):220万円が、限度額の内訳となります
- ※6 大規模半壊または半壊でも家屋解体の場合は全壊とします

※2について、補助金の算出例
 例: 家屋の建築・購入費用 2000万円、生活再建支援金(複数世帯)200万円受給済の場合
 (2000万円 - 200万円) × 1/10 = 180万円 > 限度額 100万円のため
 100万円が建物等実費補助額となります

点線囲みおよび金額に着色された部分は、新たに追加・増額されたものです。